

## 地震災害対策部

### 防災体制発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 沿道市町に震度4の地震が発生した場合 ※4 2) 沿道市町に津波注意報が発表された場合 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路部対策本部長が指示した場合
警戒体制	1) 管内市町に震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ※2 2) 沿道市町に津波警報が発表された場合 3) 地震・津波による災害が発生し、通行規制を行う必要がある場合 4) 阪和道が通行止めされた場合 ※1 5) 対策部長が必要と判断した場合 6) 道路部対策本部長が指示した場合
非常体制	1) 管内市町に震度6弱以上の地震が発生した場合 2) 地震による重大な災害が発生した場合 ※3 3) 沿道市町に大津波警報が発表された場合 4) 津波による重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合 5) 対策部長が必要と判断した場合 6) 道路部対策本部長が指示した場合
解 除	対策部長が道路関係地震災害対策部の設置の必要性がなくなったと判断した場合

※1 「阪和道が通行止め」とは、計測震度4.5以上の地震が発生し、岩出根来TBの通行規制を行う状況をいう。

※2 「管内市町」とは、直轄国道が通っていない地域を含む下記地域とする。  
 和歌山市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、橋本市、海南市、有田市、有田川町、湯浅町、広川町、由良町、日高町、九度山町、高野町、紀美野町

※3 「重大な」とは、通行止めが必要な程度ほか「途絶」状況をいう。

※4 「沿道市町」とは、直轄国道が通っている下記地域とする。  
 和歌山市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、橋本市、海南市、有田市、有田川町、湯浅町、広川町、由良町、日高町

#### 【参考】阪和道

通行止め基準

計測震度4.5以上

通行止め解除基準

通行止め解除点検を行い、構造物の変状が見られないまたは本復旧が完了し、高速警察隊と協議が終了した場合

## 風水害災害対策部

### 第5条 防災体制の発令

1. 対策部長は、気象情報の適用区分に基づき防災体制の発令又は解除しなければならない。
2. 気象情報等の適用区分及び防災体制対象雨量は次のとおりとする。

路線名	区 域	気 象 台
24・26・42号	和歌山河川国道事務所管内	和歌山地方气象台 TEL (073) 422-1328

(単位 mm)

号 線	区 域	延長 (km)	雨量観測 所名	注意体制 対象連続 雨量	注意強化 体制対象 連続雨量	警戒体制 対象連続 雨量	非常体制 対象連続雨量 (通行止)
24 京 奈 和	五條西 I C ~ 高野口 I C	12.7	(テレメーター) 橋本 I C	100	115	115	(連続) 210
	高野口 I C ~ 紀北かつらぎ I C	4.0	(テレメーター) 高野口 I C	100	115	115	
	紀北かつらぎ I C ~ 紀の川 I C	12.9	(テレメーター) 紀の川東 I C	100	115	115	(組合せ) 連続 160 時間 45
	紀の川 I C ~ 岩出根来 I C	5.7	(テレメーター) 紀の川 I C	100	115	115	
	岩出根来 I C ~ 和歌山 J C T	6.5	(雄の山気象観測局) 雄の山	-	-	-	※ 1
42	日高郡日高町池田 ~ 日高郡由良町里 (425.2~428.5)	3.3	(テレメーター) 日高	100	140	200	(連続) 240
	日高郡由良町畑 ~ 有田郡広川町河瀬 (432.5~438.5)	6.0	(テレメーター) 河瀬	100	140	200	(連続) 240
その他の区域					140	300	

連続雨量の判断は降雨状況、気象状況等を総合的に判断するが、原則として降雨量が3時間連続して2mm以下の場合は0とみなす。非常体制対象雨量に達したときは、法第46条1項一号の規定（道路管理者は、～道路の通行を禁止し、又は制限することができる。）により、通行止めの措置を行う。

※1 解除においては阪和道、他区域間と調整を行う

阪和道の異常降雨関係道路通行規制基準等

▪ 通行止め基準

①連続雨量が210mmに達した場合

②連続雨量が160mmかつ時間雨量が45mm以上に達した場合

③上記①②により通行止めがあった後、連続雨量がリセットされた場合でも24時間以内に再度連続雨量が160mmに達した場合

▪ 通行止め解除基準（NEXCO）

時間雨量2mm/h以下が6時間以上継続するというウェザー予測が出た後、車上点検を行い走行上異常がないことを確認、その後降雨が終息したことを確認した場合（ウェザー予測に変化がない場合）

3. 警戒体制等の区分、及び発令基準は次のとおりとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 連続雨量が別に定める注意体制対象連続雨量に達したとき 2) 風雨に関する注意報もしくは警報（以下「注意報等」という。）が発表され、対策部長が必要と判断した場合 3) 道路対策本部長が指示した場合 4) 対策部長が必要と判断した場合
注意強化体制	1) 連続雨量が別に定める注意強化体制対象雨量に達したとき 2) 管内の洪水予報河川または水位周知河川において「はん濫注意情報」が発令され、対策部長が必要と判断した場合。
警戒体制	1) 連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達したとき 2) 風雨災害により通行規制を行う必要がある場合又は予測される場合 3) 管内の洪水予報河川または水位周知河川において、「はん濫警戒情報」「はん濫危険情報」が発令され、対策部長が必要と判断した場合。 4) 道路対策本部長が指示した場合。 5) 対策部長が必要と判断した場合。
非常体制	1) 連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達したとき 2) 風雨により重大な被害が発生した場合 ※1 3) 通行止めが必要な場合又は、緊急事態が予測される場合 4) 管内河川の「はん濫発生情報」が発令され、浸水被害が発生し、若しくは浸水被害の恐れがあつて通行止が必要となった場合。 5) 道路対策本部長が指示した場合 6) 対策部長が必要と判断した場合
解除	1) 対策部長が、災害発生の恐れが無くなったと判断したとき （参考：注意報・警報が解除等）

※1 「重大な」とは、通行止めが必要な程度ほか「途絶」状況をいう。

## 道路災害対策部

### 防災体制発令基準

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 道路災害により通行規制のおそれがある場合 2) 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	1) 道路災害が発生し通行規制が生じた場合 2) 阪和道に災害が発生し、道路通行規制を行う場合 ※1 3) 対策部長が必要と判断した場合 4) 道路部道路災害対策本部長が指示した場合
非常体制	1) 道路災害が発生し重大な被害が発生した場合 ※2 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路部道路災害対策本部長が指示した場合
解 除	対策部長が道路災害対策部の設置の必要性がなくなったと判断した場合 (参考：現地対策完了及び注意報・警報が解除等)

※1 阪和道の「道路通行規制」とは、道路被災が発生し、岩出根来TBの通行規制を行う状況をいう。

※2 「重大な」とは、道路被災による（事故処理除く）通行止めが必要な程度ほか「途絶」状況をいう。